

新闻摘要 (2006年11月10日~2007年1月9日)

11月16日(星期四)

这一天，此年度新被认定的7名遗华孤儿(男性2名、女性5名)，为寻找亲人而短期回到日本，并于当日在厚生劳动省召开记者招待会。一行将滞留到30日，期间若有疑似亲属者出面，还将实施会面调查。据称截至发稿日为止，还没有类似的有利线索出现。

11月24日(星期五)

厚生劳动省24日宣布，将在27日对居住在熊本县、自称是短期回到日本的遗华孤儿冯秀枝之弟的人，实施与冯秀枝的会面调查。

11月27日(星期一)

厚生劳动省于27日宣布，对居住在熊本县、自称是短期回到日本的遗华孤儿冯秀枝之弟的人，实施了与冯秀枝的会面调查。然而由于调查没有得出两人确为亲人这一结论，因此将进行DNA(遗传基因)科学鉴定。

11月29日(星期三)

这一天，厚生劳动省对居住在神奈川県、自称是短期回到日本的遗华孤儿张盛华之姐姐的女性，实施了与张盛华的会面调查，而最终将进行DNA鉴定。

11月30日(星期四)

为寻找亲人而短期回到日本的遗华孤儿一行7人，于30日在成田机场登上飞往中国的飞机离开了日本。

12月1日(星期五)

这一天，神戸地方裁判所就遗华孤儿向日本全国一家高等裁判所、十五家地方裁判所提出的、要求国家进行赔偿的索赔诉讼，首次作出了对原告方的指控予以承认的判决。裁判所以国家怠慢对遗华孤儿的自立支

にゅーすきじから (2006年11月10日~2007年1月9日)

11月16日(木)

今年度新たに認定された中国残留日本
本人孤児7人(男性2人、女性5人)が16日、肉親探しのため日本に一時帰国し、同日、厚生労働省で記者会見した。7人は30日まで国内に滞在し、親族と思われる人が名乗り出た場合には対面調査が行われるが、現在のところ調査に結びつくような情報はな
いという。

11月24日(金)

厚生労働省は24日、日本に一時帰国している中国残留孤児のうち、馮秀枝さんが27日、「弟」と名乗り出た熊本県在住の男性と対面調査を行うと発表した。

11月27日(月)

厚生労働省は27日、中国残留孤児の馮秀枝さんが「弟」と名乗り出た熊本県在住の男性と対面調査を行った結果、肉親であるとの確証が得られなかったため、DNA鑑定を実施することとなったと発表した。

11月29日(水)

中国残留孤児の張盛華さんと、「姉」と名乗り出た神奈川県在住の女性との対面調査が29日、厚生労働省で行われたが、結果はDNA鑑定に持ち越されることとなった。

11月30日(木)

肉親探しのため日本に一時帰国していた中国残留孤児7人が30日、中国に向け成田空港から離日した。

12月1日(金)

中国残留孤児が全国1高裁・15地裁で提訴している国家賠償訴訟で原告側の請

援为由，责令其向除去4人（从归国定居后第五年算起，已经过了20年的“除斥期”从而自动失去索赔资格者）以外的65名原告中的61名，各支付600万日元的赔偿金；另外，裁判所还以国家采取了违法措施，而致使61名原告中15人的归国定居遭到拖延为由，责令国家向15人每月每人支付10万日元的赔偿金，包括诉讼费用在内，此次神戸地方裁判所责令国家支付的赔偿金额共计4亿6,860万日元。

12月11日（星期一）

这一天，国家因不服在十二月一日神戸地方裁判所就遗华孤儿提出的、要求国家进行赔偿的索赔诉讼所作出的判决，而向大阪高等裁判所提出上诉。

12月15日（星期五）

15日，遗华孤儿针对国家不服神戸地方裁判所作出的、认为国家应当承担这一判决而上诉的行为，也向大阪高等裁判所提出了上诉。

12月21日（星期四）

与今年度相比，将明年度用于支援遗华孤儿的相关预算增加2亿5千万日元的预算案，于21日通过。

1月6日（星期六）

厚生劳动省作出决定，从2007年度起，不再实施遗华孤儿前往中国探望养父母时，停止向其支付部分生活保障金的措施。



求を認める初の判決が1日、神戸地裁であった。判決では、原告65人のうち4人（永住帰国後5年を起点として20年の「除斥期間」を経過し、賠償請求権が消滅した者）を除く61人について、自立支援義務を怠ったことに対する感謝料として1人当たり600万円、また、このうち15人については、国の違法な措置によって永住帰国を遅延させられたとして、遅延期間1月当たり10万円の損害を認定し、これらに裁判費用を含めた総額4億6,860万円を支払うよう国に命じた。

12月11日（月）

中国残留孤儿国家賠償訴訟で、国は11日、1日の神戸地裁判決を不服として、大阪高裁に控訴した。

12月15日（金）

中国残留孤儿国家賠償訴訟で、国の責任を認めた神戸地裁判決を不服として国が控訴したことに對し、原告側も15日、大阪高裁に控訴した。

12月21日（木）

21日、来年度の中国残留孤儿に対する支援関連予算を今年度予算より約2億5千万円増額することが認められた。

1月6日（土）

厚生労働省は、中国残留孤儿が養父母などを訪ねるために中国に渡航する際、生活保障費の一部の支給を停止していた運用を2007年度から止めることを決めた。